

裁 決 書

審査請求人 ○○ ○○

処分庁 長島町長 川 添 健

審査請求人が令和3年7月7日に提起した処分庁による固定資産税賦課決定処分についての審査請求（固定資産税賦課決定処分取消請求事件（令和3年（審）第2号））について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る処分を取り消す。

事案の概要

- 1 国土調査による平成元年8月28日付け地籍調査結果閲覧申請書に「□□□■■■○○-○」「□□□■■■△△△」及び「地籍簿及び地籍図の閲覧結果上記のとおり分割、合併、不存
在及び地番変更に同意します。」と記載され、審査請求人の父の署名と押印がある。
- 2 処分庁は、「□□□■■■○○番○」「□□□■■■△△△番」の土地2筆（以下「本件各
土地」という。）について、固定資産税課税台帳上の所有者として審査請求人の父が登録され
ていたことから、少なくとも平成8年度から平成23年度まで、途中氏名住所の変更はある
が、固定資産税を賦課してきた。平成7年度以前の固定資産税通知書等については、関係書
類不存在のため不明。
- 3 上記2つについて、処分庁には審査請求人の父からの異議申し立ての記録等は残っていない。
- 4 本件各土地の登記記録に記録されている所有者2名（以下、「所有者2名」という。）とも、
戸籍を確認できる書類は不存在であり、審査請求人の父との相続関係を確認することはでき
ない。
- 5 審査請求人の父が平成18年1月19日に死亡していたことから、処分庁は相続人である審
査請求人を現に所有している者として所有者登録し、平成24年度から令和3年度まで審査

請求人に固定資産税を賦課してきた。

- 6 審査請求人は、令和2年10月8日付け第××××号書留内容証明郵便物で「私は、出水郡長島町□□□■●●◎◎番○、出水郡長島町□□□■●●▽▽▽番地の山林について、弁護士と相談の結果、私には固定資産税納付義務は無いので、納付を致しません。尚経年差し押さえにて徴収された固定資産税分の返還を請求致します」との通知書を提出した（同通知書に示された◎◎番○、▽▽▽番地は、それぞれ○○番○、△△△番の記載誤りであると推察される）。
- 7 処分庁は、令和2年10月9日に前期6の郵便物を受け付け、令和2年11月12日付け長税第▲▲号「令和2年10月8日付け第××××号書留内容証明郵便物により発送された「通知書」について（回答）」を簡易書留により発送し、見解を示す。
- 8 令和2年11月9日、同年11月24日、同年11月27日、令和3年1月8日、同年4月5日に審査請求人、処分庁間でそれぞれの主張等について電話連絡を行った。同4月5日に処分庁は審査請求人に対して、今後の課税処分に対する不服がある場合は審査請求により対処するよう申し伝える。
- 9 令和3年5月7日、処分庁は、本件各土地に係る令和3年度分の固定資産税の賦課処分（通知番号◇◇◇。以下「本件処分」という。）を行い、同日付けで審査請求人に通知した。
- 10 審査請求人は、令和3年7月7日、長島町長に対し、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 審査請求人は、審査請求人の父が所有者2名の相続人であるという事実は認められないし、審査請求人が父の相続人であったとしても本件処分に係る各土地を相続したという事実もない。したがって、本件処分が違法かつ不当なものであると主張している。
- (2) また、審査請求人は、本件処分の理由について、以下のとおり反論している。

ア 処分庁は、本件処分に関連する法令の規定として、地方税法第343条第1項に「固定資産税は、固定資産の所有者に課する。」とされていると述べるが、付け加えれば同条第2項に「前項の所有者とは、土地・・・については、登記簿又は土地補充課税台帳・・・に所有者として登記又は登録されている者をいう。」がある。

イ 「□□□■●●◎◎番○」と「□□□■●●△△△番地」の地籍調査結果閲覧申請書に審査請求人の父の署名と押印があるというが、請求人の父の署名が同人の署名であるかどうか疑わしい。はじめに「☆★」と書きながら「★」を斜線2本で消して「☆」と書き直しているが、自らの氏名を書き直すという事はあり得ない。

また、同書面には「登記名義人」として所有者2名の氏名がそれぞれ記載されているのであるから、申請人の父が所有者であるという事はあり得ない。

さらに、地籍調査結果閲覧申請する者は土地所有者とは限らず、例えば土地管理人、借地権者などもある。したがって、地籍調査結果閲覧申請書に父の署名と押印があるからといって、所有者とすることはできない。

ウ 固定資産税台帳上の所有者も、審査請求人の父が登録されているというが、同台帳上の

「所有者」はどこに記載されているのであろうか。通常は、同台帳上の右端の「登記名義人」欄に記載されるのであり、本件で言えば、その欄には、所有者2名の氏名がそれぞれ記載されている。

また、同台帳上の左端上段に「納税義務者」記載欄がある。通常は土地所有者が同時に納税義務者であろうが、土地所有者でなくとも、例えば相続人代表、土地管理者などが申し出て納税義務を所有者に代わり負う場合がある。したがって、納税義務者がすなわち所有者ではない。

なお、令和8年度固定資産名寄帳兼課税台帳には、登記名義人欄は空欄となっており上段枠外の「所有者」欄に審査請求人の父名の記載がある。「★★」ではなく「☆☆」になっているのは、その記載が審査請求人の父本人の申し出によるものではないと思われるし、後述のとおり不動産登記簿上には所有者2名がそれぞれ所有者として記載されており、さらにその後の同台帳の登記名義人欄には上記のとおり所有者2名とそれぞれ訂正して記載されているのであるから、平成8年度固定資産名寄帳兼課税台帳の記載は過誤であったと言わなければならない。

エ 「□□□■●●○番○」と「□□□■●●△△△番」の土地については、未登記ではあるが、何らかの事由により所有者であることを認めている、という。

まず、両土地とも未登記でない。全くの虚偽の主張である。同登記簿謄本には、所有者2名がそれぞれの所有者であると明記されている。

そして、「何らかの事由により所有者であることを認めている」とはいかなる言い分なのであろうか。本件処分が適法妥当という根拠が全く無いことを自ら吐露していると言うべきである。

2 処分庁の主張

(1) 処分庁は、本件処分は、固定資産課税台帳において審査請求人が所有者として登録されている土地について、地方税法第342条及び第343条並びに長島町税条例第54条の規定により、令和3年度固定資産税を賦課決定したものであり、この点において違法又は不当はないと主張している。

(2) また、処分庁は、本件処分の理由について、以下のとおり弁明している。

ア 法に基づく固定資産税の賦課徴収の実施に係る事務は、地方自治法第2条第8項に規定する自治事務であり、当該事務は地方税法のほか、長島町税条例等に基づいて行われている。

本件処分に関連する法令の規定は、地方税法第342条及び第343条並びに長島町税条例第54条の規定によって、固定資産税の所有者に固定資産税を課するとされている。

また、地方税法第343条第2項及び長島町税条例第54条第2項では、「所有者として登録がされている個人が賦課期日前に死亡しているとき、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者」を所有者と定義している。

なお、民法第896条では、「相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する」とされている。

イ 「□□□■●●○番○」と「□□□■●●△△△番」の地籍調査結果閲覧申請書に審査請求人の父の署名と押印があり、固定資産課税台帳上の所有者も、少なくとも平成8年度から平成23年度まで、途中氏名住所の変更はあるが、審査請求人の父が登録され、地方

税法第 342 条及び第 343 条並びに長島町税条例第 54 条の規定により、固定資産税が課税されてきた。

これについて、本人からの異議申し立ての記録等は残っていないことから、審査請求人の父は上記両土地について、未登記であるが、何らかの事由により所有者であることを認めていたことになる。

また、審査請求人の父は平成 18 年 1 月 19 日に死亡していたことから、民法第 896 条により、相続人である請求人を現に所有している者として所有者登録し、平成 24 年度から令和 3 年度まで審査請求人に固定資産税の賦課がされてきた。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 地方税法第 343 条第 1 項の規定によると、固定資産税は固定資産の所有者に課するものとされている。

また、所有者とは、土地については、登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録がされている個人が賦課期日前に死亡しているときは、同日において当該土地を現に所有している者をいうものとする（同条第 2 項）。

このように、土地の固定資産税は所有者に課されるものであり、土地の所有者は、登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されていなければならない。また、所有者として登記又は登録されている個人が賦課期日前に死亡しているときは、同日において当該土地を現に所有していなければならないこととなる。

- (2) 民法第 896 条の規定によると、相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継するとされている。相続人は、相続の開始の時から、被相続人が所有する全ての財産の権利義務を承継しなければならないこととなる。

2 審査請求人は本件各土地の所有者か

- (1) 本件処分に係る「□□□■●●○○番○」「□□□■●●△△△番」の土地は、登記簿に所有者 2 名がそれぞれ所有者である旨の記載がある。

そして、両氏については戸籍を確認できる書類が不存在であることから、両氏共に生死すら確認することはできないが、登記簿の記載内容から両氏共に死亡していることが強く推認されるものの、仮に死亡していたとしても、所有者である両氏から審査請求人の父へ本件各土地が相続されたという事実を認定することはできない。

すると、審査請求人が父の相続人であったとしても、審査請求人の父が両氏から本件各土地についての所有権を相続したという事実が認められない以上、審査請求人の父から審査請求人が本件土地を相続したという事実も当然認められない。

- (2) また、国土調査の地籍結果閲覧申請書には、「□□□■●●○○-○」「□□□■●●△△△」及び「地籍簿及び地籍図の閲覧結果上記のとおり分割、合併、不存在及び地番変更に同意します。」と記載され、平成元年 8 月 28 日付けで審査請求人の父の署名と押印がある

ところ、署名は「★」を「☆」と訂正されており、署名した本人が自身の氏名を誤って記載することは通常考え難いことから、国土調査の担当職員等が事務手続き上で記名した後に訂正されたものと見て取れなくはない。他方、押印については、審査請求人の父が使用していたものであることを審査請求人も認める旨の発言をしているようであることからすると、審査請求人の父が押印したものである可能性は否定できない。しかしながら、仮に、この地籍結果閲覧申請書を審査請求人の父が確認して同意したものであるとしても、この申請書の存在をもって、審査請求人の父が本件各土地の所有権を取得したと認定することなどできないことは、具体的な取得原因（例えば売買等）が全く明らかで無い以上、当然のことである。

- (3) さらに、固定資産課税台帳は、固定資産税の課税対象に関して必要事項を登録した帳簿に過ぎないのであって、その記載内容に基づき審査請求人の父や審査請求人が本件各土地の所有権を実体的に取得したという証拠にはなり得ないし、過去、審査請求人の父が本件各土地に対する固定資産税の賦課に異議を申し立てた記録等が残っていないことをもって、同人が本件各土地の所有権を実体的に取得したと認定することなどできないことは明らかである。
- (4) 以上要するに、本事案において、①審査請求人の父が、本件各土地の所有者として登記簿に記載されている所有者2名から、本件各土地の所有権を相続したという事実など認められないこと、②審査請求人の父及び審査請求人自身が、相続以外の原因で本件各土地の所有権を取得したという事実も認められないことからすれば、審査請求人が本件各土地の所有者であるとはいえない。

よって、地方税法第343条に照らし、審査請求人が本件各土地についての固定資産税の納付義務を負っているとはいえないから、本件処分は違法な処分であると認められる。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和4年5月30日

審査庁 長島町長 川 添 健